

ID: 1291

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	特別療養証明書の交付		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第28条第2項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第28条第2項の規定による。 (特別療養給付の申請) 第28条 2 前項の規定による申請書が提出されたときは、保険者は、様式第2による特別療養証明書を、遅滞なく、前項の者の属する世帯の世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、前項の者が被保険者の資格を喪失した際その世帯主又は組合員が前項の者に係る被保険者資格証明書の交付を受けていた場合は、この限りでない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日